

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

② 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく事業者への指導・監視

(1) 事業目的

建築物等の分別解体や再資源化、また廃自動車の適切な引取や再資源化を促進することにより、廃棄物の減量化を推進します。

(2) 取組状況

年2回、労働基準監督署及び市町村、建設部局、保健所と連携して建築物等の解体工事への現場パトロールを実施し、分別解体の徹底（石綿含有建材の分別等）による廃棄物の減量化及び発生した廃棄物の適正処理（フロン類やPCB）を指導しています。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律※1に基づき、廃自動車が最終的に資源として活用されるために、県の許可を受けた解体業者及び破碎業者に対して有用物品やタイヤ、エアバックなどの適正な回収及びプレス・せん断された廃自動車のシュレッダー業者等への適切な引き渡し等について指導しています。

《用語解説》

※1 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

平成17年1月から施行された使用済自動車の再資源化に係る法律。資源としての価値が高い使用済自動車について、自動車の所有者、自動車製造業者、都道府県の登録を受けた引取業者及びフロン回収業者、都道府県の許可を受けた解体業者及び破碎業者それぞれの役割を分担することによって、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保などを図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302